

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、建築解体の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、建物の解体作業中に釘を踏み左足を受傷し、治ゆ及び再発を繰り返しながら、平成〇年〇月〇日に3度目の再発が認められた。

請求人は、監督署長に「左足底部皮フ癒痕、鶏眼」（以下「本件傷病」という。）の傷病名にて休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日以降については、医療機関に通院した日についてのみこれを支給し、その他の日については、これを支給しない旨の処分をした（以下「本件処分」という。）。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間における休業補償給付の請求のうち、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、通院日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件傷病について、休業補償給付支給請求書の診療担当者の証明欄にC医師が休業補償給付請求期間の全期間を「療養のため労働することができなかつたと認められる期間」として証明しているにもかかわらず、監督署長が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、その他の日についてはこれを支給しないとしたことが理解できない旨主張する。
- (2) 労災保険法による休業補償給付は、医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災者がその指示に従うことによって労働することができない場合又は医師の治療を受けるために通院することによって労働することができない場合に限って給付されるものである。
- (3) 請求人の上記(1)の主張について検討すると、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の本件傷病を同年〇月〇日をもって治ゆとすることについて、異議はない旨述べ、残存障害の疼痛に対するアフターケアの必要性については「対症的に創処置(軟化剤等)をしている。」と回答していること、また、同年〇月〇日、労働基準監督署担当官からの「軽作業を含め就労が可能か否か」の質問に対し「可能である。」と回答していることが認められる。
- (4) これらを踏まえ、D医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において「本件傷病について、主治医は就労が可能とのことであり、処置の内容等からも、休業の

必要性は認められない。」と述べており、したがって、当審査会としても、両医師の意見及び本件傷病の療養経過等から、請求人は、同年〇月〇日以降について、少なくとも医療機関への通院日以外は就労可能であったものと判断する。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるから、請求人が請求した休業補償給付のうち、平成〇年〇月〇日以降の期間に係るものについて、請求人が医療機関に通院した日についてはこれを支給し、その他の日についてはこれを支給しないとした監督署長の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。